

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年7月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900019号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900037号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月1日から平成23年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成22年7月から平成23年6月までの標準報酬月額については、20万円から22万円とする。

平成22年7月から平成23年6月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年7月1日から平成23年7月1日まで

A社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額の記録が、通勤費を含めないで決定されているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、請求者がA社の厚生年金保険被保険者資格を取得した平成22年7月1日から平成23年7月1日までの標準報酬月額は20万円と記録されているが、請求者から提出された給与明細又は支払明細(以下「給与明細」という。)及び同社から提出された給与台帳「支給控除一覧表」により、請求者が厚生年金保険被保険者資格を取得した平成22年7月において、標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

また、日本年金機構は、請求者が厚生年金保険被保険者資格を取得した時点で、事業主から通勤費を支給されることが確定していた場合においては、取得時の標準報酬月額は、通勤費を含めた報酬月額を基に22万円で決定すべきである旨回答している。

さらに、A社の経理担当者は、請求者は、入社時から通勤費を支給される予定だった旨陳述している。

一方、厚生年金の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の報酬月額のそれ

それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低いほうの額を認定するところ、上記給与明細により、請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（20 万円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（20 万円）と同額であることから厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法による訂正は認められないものの、上記給与明細により、請求期間に係る請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額（22 万円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（20 万円）を超えていることから、22 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。